

公益財団法人 よこはまユース

放課後キッズクラブ

利用登録のご案内

◆ 放課後キッズクラブ利用登録について

- 1 放課後キッズクラブとは …P1
- 2 開所日について …P1
- 3 利用区分について …P2
- 4 わくわく【区分1】の利用について …P3
- 5 すくすく【区分2 A・B】の利用について …P5
- 6 保険の加入について …P7
- 7 利用申込みについて …P8
- 8 利用の決定について …P9
- 9 利用区分の変更について …P9

◆ 放課後キッズクラブの利用について

- 10 利用方法 …P10
- 11 事前の利用予定 …P10
- 12 おやつについて …P11
- 13 利用料等の支払い方法について …P11

- 資料／
- 令和3年4月からの放課後キッズクラブ事業の見直しについて
 - 保険制度に関する Q&A
 - 2021 年度 放課後キッズクラブの利用にあたって必要な書類等について

- 様式等／
- 【記入例】 「放課後キッズクラブ利用申込書」
 - 【記入例】 「放課後キッズクラブ利用区分変更申込書」
 - 【記入例】 「就労（予定）証明書」
 - 自営業従事者等申告書
 - 病気・障害等申告書
 - 求職活動申告書

◆ **重要** 別紙／放課後キッズクラブからの「お願い」と「お知らせ」

※必ず、ご確認をお願いいたします。

1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して実施する事業です。①全ての子どもたちを対象に「遊びの場」を提供すること、②留守家庭児童を対象に「生活の場」を提供することを目的に実施しています。2004年度に開始され、2020年度には本市の全ての小学校に設置されています。

※ 2021年度から、利用区分や利用日、利用時間に変更となりますので、下記をよくご覧いただくと共に、横浜市が作成した保護者の皆さま宛てのお知らせ文(12ページ参照)や横浜市ホームページも合わせてご確認くださいませうお願いします。

★横浜市からの保護者の皆さまへ★

放課後キッズクラブは、2004年度から事業を実施していますが、事業を開始した当初から子ども達を取り巻く環境は大きく変わりました。

就労世帯が増えているだけでなく、時短勤務やテレワークの実施等といった保護者の皆さまの働き方の変化や、塾や習い事等の選択肢が増えるなど、子ども達の放課後の過ごした方も変化しています。

そこで、横浜市では、全ての児童が共に遊べるという放課後キッズクラブの良さを残しながら、様々な変化や保護者の皆様のニーズ等にも柔軟に対応していけるよう、令和4年度を目標に、全ての児童の「遊びの場」と留守家庭等児童ための「生活の場」の役割を明確にすることで、放課後を一層充実させていこうと、あり方を検討してきました。

検討にあたり、これまでに実施してきた調査や利用者の皆様・クラブの運営法人を対象としたアンケートを基に、外部の有識者の方々からのご意見等を伺いながら進めてまいりました。

今回、見直しに向けた検討の途中ではありますが、現在のコロナ禍において利用区分1の全面再開の目途が立たない中、3密を防ぎながら子ども達に対して、安全安心な放課後の居場所をしっかりと提供していくために、新区分の導入と利用日・利用時間等を変更することを令和3年4月から前倒して実施することとしました。

<横浜市「放課後キッズクラブ事業の見直しについて」ホームページ>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/hokagokids/minaoshi.html>

(横浜市トップページ)暮らし・総合>子育て・教育>放課後児童育成

>放課後キッズクラブ>放課後キッズクラブの質の向上に向けた事業の見直しについて



2 開所日について

放課後キッズクラブは、日曜日及び国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除き、原則として開所となります。

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります(詳しくは、P2参照)。

3 放課後キッズクラブの利用区分について

利用にあたっては、遊び場利用を目的とした「わくわく」区分と、それに加えて留守家庭児童等の遊び及び生活の場所を目的とした「すくすく」区分があります。

また、「すくすく」区分には、午後5時まで利用の「すくすく(ゆうやけ)」と午後7時まで利用の「すくすく(ほしぞら)」があります。

それぞれの利用区分の違いの概要は、次の表のとおりです。利用目的に沿って区分を選択くださいますようお願いいたします。

※令和2年度と3年度とで、利用区分の名称が変更となりました。令和2年度までの利用区分との対比をわかりやすくするため、カッコ【】内の表記を併用させていただきます。

利用区分		わくわく【区分1】	すくすく【区分2】	
			ゆうやけ【A】	ほしぞら【B】
利用目的		遊びの場	遊びの場+生活の場	
登録条件		<ul style="list-style-type: none"> 当該小学校又は当該義務教育学校前期課程（以下「当該小学校等」という。）に通学している児童であること。 当該小学校区又は当該義務教育学校区（以下「当該小学校区等」という。）に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。 		
		—	留守家庭児童等※であること	
利用時間	平日	放課後から <u>午後4時まで</u>	放課後から <u>午後5時まで</u>	放課後から <u>午後7時まで</u>
	土曜日	なし ※プログラムのある日のプログラム参加は可	午前8時30分～ <u>午後5時まで</u>	午前8時30分～ <u>午後7時まで</u>
	学校休業日	午前・午後のどちらかで 2時間程度利用可		
利用料		<u>無料</u> ※スポット利用は800円+おやつ代 (P3参照)	<u>月額2,000円+おやつ代</u> ※延長料(午後7時まで)は <u>400円/回</u>	<u>月額5,000円+おやつ代</u>
			<u>減免あり(詳しくはP6を参照)</u>	
保険加入料		児童ひとりにつき年額700円 ◆利用申込書提出前に必ずお振込みください。 ※振込手数料はご負担ください。		
定員		なし	あり	
利用申込に必要な書類		利用申込書	<ul style="list-style-type: none"> 利用申込書 <u>留守家庭児童等であることの証明書</u> 	
		※利用区分に関わらず、 <u>食物アレルギーのある児童は、学校生活管理指導表(写し)の提出が必要です。</u>		

※留守家庭児童等とは、保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

4 わくわく【区分1】の利用について

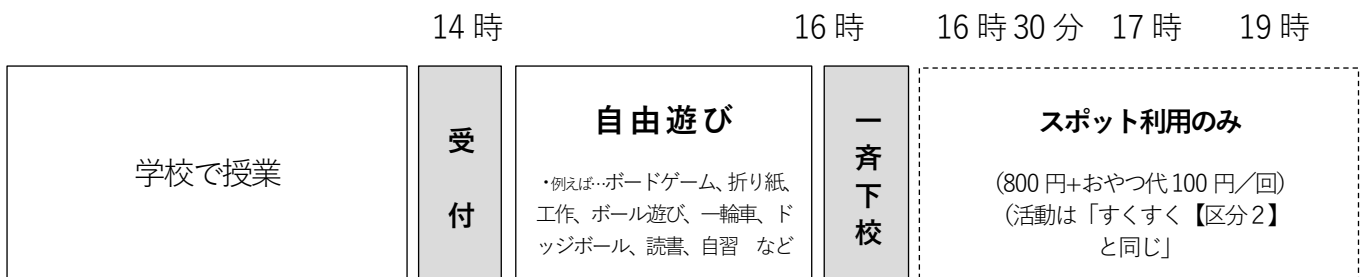
(1) 利用時間

平日	放課後～午後4時
学校休業日※	午前・午後のどちらかで2時間程度利用可

※土曜日はスポット利用や、プログラムのある日でプログラムに参加する場合のみ利用できます。

(2) 一日の活動スケジュール（標準例）

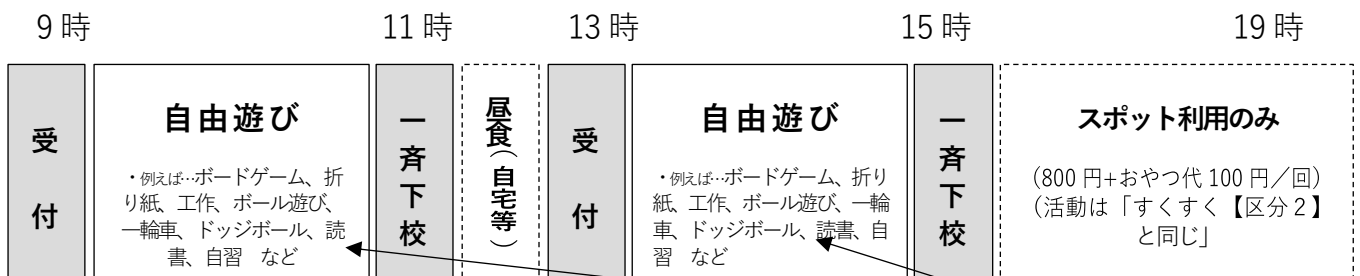
<平日（学校のある日）>



★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

<学校休業日（土曜日除く）>



★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

★わくわく区分のお子さんは、スポット利用の場合を除き、キッズクラブ内では昼食をたべられません。

どちらかで利用可

※上記の図は一例で、実際の活動スケジュールや内容は異なる場合があります。

(3) 利用料金について

わくわく【区分1】は**無料**です。※ただし、保険加入は必須です（詳しくはP7を参照）。

スポット利用について
<p>スポット利用とは、わくわく【区分1】のお子さんで、保護者の一時的な用事により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、お子さんを留守家庭児童として午後7時まで受入れる制度です。すくすく【区分2】の定員に空きがある場合のみ利用できます。スポット利用には、あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円の利用料とおやつ代（1回100円）がかかります。スポット利用の場合、最終下校時間前であっても、原則保護者のお迎えが必要です。お迎え時にスポット利用料をお支払いいただきます。</p>

(4) プログラム参加の場合（午後4時を越える場合）

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。わくわく【区分1】のお子さんが午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになりますので、お子さんと下校時刻について確認しておくようにしてください。

※ プログラム参加には、材料費等の実費がかかる場合があります。今後、プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせしていきます。

※ スポット利用の場合には、プログラム終了後、引き続き放課後キッズクラブでお子さんをお預かりします。

(5) 非常時における利用制限について

警報発表時（別紙 放課後キッズクラブからの「お願い」と「お知らせ」参照）や夏休み中の猛暑が予想される時、新型コロナウイルス感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場が確保できない状況においては、わくわく【区分1】の利用を制限させていただく場合があります。

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、お知らせさせていただきます。

5 すくすく【区分2A・B】の利用について

(1) 利用時間

	すくすく(ゆうやけ)【区分2A】※	すくすく(ほしぞら)【区分2B】
平日	放課後～午後5時	放課後～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時
学校休業日		

※すくすく(ゆうやけ)【区分2A】は延長料(400円/回)を支払うことで、午後5時以降も、午後7時まで利用することができます。

(2) 一日の活動スケジュール(標準例)

<平日(学校がある日)>		14時	16時	16時30分	17時	19時
学校で授業		受付	自由遊び ・例えば…ボードゲーム、折り紙、工作、ボール遊び、一輪車、ドッジボール、読書、自習 など	おやつ	宿題 読書 静かな遊び →最終下校時刻(以降はお迎え必須) 【ゆうやけ】は17時まで 【ほしぞら】は19時までにお迎え	

★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するおさんはプログラムに参加することもできます。

★16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動を行います。

★キッズクラブが設定する最終下校時刻(季節によって異なる)を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

<学校休業日(土曜日含む)>

8時30分	10時	12時	13時	14時	16時	16時30分	17時	19時
受付	学習(宿題など)	自由遊び ・例えば…ボードゲーム、折り紙、工作、ボール遊び、一輪車、ドッジボール など	昼食(クラブ内)	静かな遊び	自由遊び ・例えば…ボードゲーム、折り紙、工作、ボール遊び、一輪車、ドッジボール、読書、自習 など	おやつ	宿題 読書 静かな遊び →最終下校時刻(以降はお迎え必須) 【ゆうやけ】は17時まで 【ほしぞら】は19時までにお迎え	

★利用方法は、学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないよう配慮して活動します。

※上記の図は一例で、実際の活動のスケジュールや内容は異なる場合があります。

(3) 利用料金について

	すくすく(ゆうやけ)【区分2A】	すくすく(ほしぞら)【区分B】
利用料金(月額)	2,000円	5,000円
延長料金(午後7時まで)	1回あたり400円	—

※利用料金とは別に保険の加入が必要です(詳しくはP.7を参照)

※すくすく【区分2】の利用料はその月の利用がなくても、利用料が発生します。

※おやつ代として1回100円かかります。原則、おやつ代の返金はできませんのでご了承ください。

※プログラムに参加する場合には、利用料金とは別に材料費等の実費がかかる場合があります。

今後、プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせしていきます。

※すくすく【区分2A・B】の利用料には減免制度があります(詳しくはP.6参照)。

<すくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について>

生活保護世帯又は市民税所得割非課税世帯については、すくすく【区分2A・B】の月額利用料が次のとおり減免されます。減免制度対象の世帯で、減免を受けようとする場合は、利用申込書と合わせて、<表2>の書類を放課後キッズクラブに提出してください。

<表1>すくすく【区分2A・B】 減免適用後の利用料金（月額）

	すくすく（ゆうやけ） 【区分2A】	すくすく（ほしぞら） 【区分2B】
利用料金（減免適用前）	2,000円	5,000円
減免適用後	0円	2,500円

※ 月額利用料金以外（おやつ代、プログラムの材料費などの実費、すくすく（ゆうやけ）【区分2A】の延長料金（400円/回）、保険料）は、減免の適用はありません。

<表2> すくすく【区分2A・B】減免利用申請に必要な書類

世帯の状況	提出が必要な書類
横浜市就学援助を受けている方	<u>就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【写し】</u> ※詳細はご利用のキッズクラブまたは運営法人にお問い合わせください。
生活保護世帯	<u>保護証明書【原本】又は生活保護費支給証【写し】</u> ※保護証明書は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。（無料）
市民税所得割非課税世帯	次のいずれかの書類 ① <u>市民税・県民税課税（非課税）証明書【原本】</u> ※区役所税務課で取得することができます（1件につき300円がかかります）。 ② <u>市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】</u> ※区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。 ③ <u>給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】</u> ※勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。 ★利用料の減免を受けようとする月によって、必要な各種証明書の年度が異なります。詳細はご利用のキッズクラブまたは運営法人にお問い合わせください。

○寡婦（夫）控除をみなした場合に市民税所得割非課税となる世帯※の対応については、別途、こども青少年局にお問合せください。電話：045-671-4068

※寡婦（夫）控除をみなした場合に市民税所得割非課税となる世帯は、①～③のすべてに当てはまる方です。

①一度も結婚したことがない。

②0～19歳のお子さんがいる。

③収入が少ない。

6 保険への加入について

放課後キッズクラブでは、利用いただく皆様に、万一の怪我や事故の賠償責任に備えて、保険制度にご加入いただくとともに、制度運営費を負担していただきます。この制度は当法人運営の放課後キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人公益財団法人よこはまユースが加入するものです。放課後キッズクラブの利用申込み手続きの際に、負担金をお支払いください。

なお、負担金は年間分であるため、一度納入された負担金は、返金することができません。
また、「保険制度に関するQ&A (P14)」も、あわせてご一読ください。

【補償内容】

〔①傷害保険〕〔②賠償責任保険〕2つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した事故等を補償する制度です。

- ① 児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償（「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です）
- ② 児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

- (1) 保険制度運営負担金 お子さん1人につき 年額700円
※ 振込手数料152円は、ご負担ください。

(2) 補償内容

	内容	保険金額・支払限度額*
傷害 保険	通院（1日目から90日限度）	1500円/日
	入院（1日目から180日限度）	4000円/日
	死 亡	3,000万円
	後遺障害	90万円～3,000万円
賠償 責任	対物賠償・対人賠償	共通限度額 1名/1事故 5億円

*傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

(3) 対象となる事故の範囲

傷害保険・・・放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故

放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）

賠償責任・・・放課後キッズクラブ活動中に児童が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償します。

(4) 支払方法

支払いはゆうちょ銀行または郵便局のATMにおいて、放課後キッズクラブで配布する『払込取扱票』を用いてお支払いください。振込手数料は、保護者負担とさせていただきます。

(5) その他

- ・利用申込みの際に提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
- ・事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、運営法人：公益財団法人よこはまユースまたは放課後キッズクラブまでご連絡ください。
- ・市内で転校した場合、保険制度は各運営法人が選定した保険に加入しているため、転入先のキッズクラブが加入している負担金をご負担いただきます。なお転入先の運営法人が同一法人であれば引き続き継続可能です。詳しくは転入先のキッズクラブ/運営法人にご確認下さい。

7 利用申込みについて

放課後キッズクラブの利用申込は、年度単位（4/1～3/31）で行います、年度当初から利用を希望する場合は、締切日までに、必要書類を放課後キッズクラブにご提出ください。

年度途中から利用する場合は、利用希望月の前月のキッズクラブで決められた締切日までに必要書類を提出してください。

(1) 保険制度負担金の振込み

チャボ

放課後キッズクラブで配付しているCHUBB保険専用の『払込取扱票』に必要事項を記入し、負担金を、お近くのゆうちょ銀行又は郵便局のATMでお支払いください。

(2) 『振替払込請求書兼受領証』又は『ご利用明細票』の『放課後キッズクラブ利用申込書』への貼付

保険制度負担金をお支払いいただいた後は、受け取った『振替払込請求書兼受領証』（窓口の場合）又は『ご利用明細票』（ATMの場合）のコピーをとり、コピーを『放課後キッズクラブ利用申込書』に貼付してください。

なお、手元に残った『振替払込請求書兼受領証』（窓口の場合）又は『ご利用明細票』（ATMの場合）の原本については、ご家庭で保管してください。

(3) 書類の準備

利用申込みに必要な書類を揃えてください（登録を希望する利用区分や保護者の就労状況等によって提出書類が異なります）。

- ・わくわく【区分1】への登録を希望する方・・・放課後キッズクラブ利用申込書（記入例参照）
- ・すくすく【区分2】ゆうやけ【A】ほしぞら【B】への登録を希望する方・・・

放課後キッズクラブ利用申込書（記入例参照）
+各種証明書等

<留守家庭児童等を証明する書類>

すくすく【区分2A・B】の登録の場合には、お子さんと同居するすべての保護者について、次の書類のいずれかが必要になります。証明書等をご提出いただけない場合は、すくすく【区分2A・B】への登録はできません。

※保護者とは、そのお子さんの父母又は父母に代わって養育している者のことをいいます。

※兄弟姉妹等、2人以上がすくすく【区分2A・B】に登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は1部で差し支えありません（利用申込書はお子さん1人につき1部必要です）。

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	
勤務予定者	<u>就労（予定）証明書</u> （P19）
産休中及び育休中	
自営業	<u>自営業従事者等申告書</u> （P20）
病気の方 看護・介護中の方	<u>病気・障害等申告書</u> （P21） ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	<u>病気・障害等申告書</u> （P21） ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	<u>求職活動申告書</u> （P22）
在学中（中学生、高校生除く）	<u>学生証の写し又は在学証明書</u>
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	<u>罹災証明書*</u> ※地震による家屋損壊…区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災…消防署で発行しています。

【新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について】

新型コロナウイルス感染拡大防止にあたり、放課後キッズクラブでは、横浜市が策定する「横浜市放課後児童健全育成事業所のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき安全対策を図りながら運営をしています。

また、令和2年度においては、密を避けるため、横浜市の指示に基づき、遊び場利用である利用区分1については、利用時間や利用日を一部制限して実施しています。

現在もまだ感染拡大が終息しない状況であることから、令和3年度においても、横浜市の指示に基づき、わくわく【区分1】の利用については、引き続き利用時間や利用日を制限させていただく可能性があります。

あらかじめご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

8 利用の決定について

原則、利用申込書に記載した利用開始希望日から利用することができます。

ご提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、すすく【区分2A・B】への登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は運営法人：公益財団法人よこはまユースから事前にご連絡させていただきます。

9 利用区分の変更について

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、利用変更届を提出してください。

月途中での利用区分の変更は原則できません。利用変更届は、原則、変更希望月の前月のキッズクラブで決められた締切日まで提出してください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いいたします。

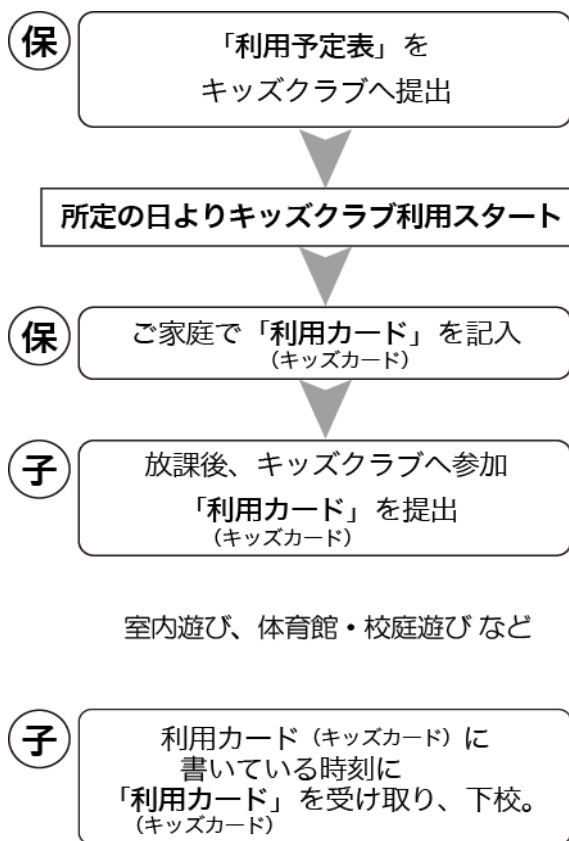
＜留守家庭児童等を証明する書類の提出について＞

- 年度途中で、新たにわくわく【区分1】からすすく区分（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類（P.8参照）の提出が必要になります。
- すすく【区分2A・B】内の変更（ゆうやけ【区分2A】⇔ほしぞら【区分2B】）は、留守家庭児童等を証する書類の再提出は不要です。
- 勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要となります。

キッズクラブへの登録が済んだら、利用開始日に向けての準備をお願いします。次ページ以降の利用方法等をご確認のうえ、安全・安心なキッズクラブのご利用となるよう、保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

キッズクラブのご利用について

10 利用方法



毎月配布する『キッズニュース』などをご確認いただき、キッズクラブで決められた締切日までに、翌月分の「利用予定表」をご提出ください。

★新1年生：「4月の利用予定表」は、決められた日までに提出ください。

※わくわく区分1の場合は、お子さんがお持ちいただいても結構です。

★予定を変更する場合は、必ず事前にご連絡ください。

登校前に「今日、キッズクラブを利用するかどうか」をお子さんをご確認ください。

※キッズクラブ利用日は、お子さんに「利用カード（キッズカード）」（**必須事項：帰宅時間、お迎えの有無、保護者押印**）を持たせてください。

★キッズクラブでは、「利用予定表」をもとに当日の出席確認を行います。

★「お迎えなし」での下校時刻は、**30分毎（毎時00分・30分）**です。

下校時の安全確保のため、日没時間に合わせ、午後5時前でも「一人帰り」できる時間が異なります。毎月発行する『キッズニュース』などをご確認ください。

【お願い】

お子さんが安心して利用していただけるように、個別支援学級、通級指導教室に在籍するお子さんや、療育手帳（愛の手帳）などの手帳をお持ちのお子さん、配慮を必要とするお子さんの受け入れにあたっては、事前に保護者・お子さんとの面談をお願いしています。ご利用前に、キッズクラブスタッフまでご相談ください。

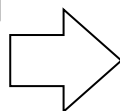
11 事前の利用予定

(1) 「利用予定表」提出のお願い

キッズクラブで決められた締切日までに、翌月の「利用予定表」の提出をお願いします。

(2) 利用予定の変更について

- 「利用予定をしていたが、休みたい」
- 「利用予定をいれていないが、利用したい」
- 「利用する日なのに、利用カードやカードへの記入を忘れた！」
- 「帰宅時刻を変更したい」



事前にキッズクラブへ必ずご連絡ください。
当日の変更は、必ずお電話でお願いします。

確認のためキッズクラブで把握している保護者の電話番号へ折り返しの電話をする場合がありますのでご了承ください。

- 「学校を休んだが、キッズクラブは利用したい」⇒ 原則として、**病気等で学校を休んだ日は利用できません（学級閉鎖の場合、お子さん本人が発症していなくても利用できません）。**

※利用予定日に連絡なく欠席している場合（利用の有無・お子さんの所在が確認できない場合）は、保護者等連絡先にご連絡します。

※学校へお休みの連絡をされた場合でも、学校からキッズへの伝言はありませんので、キッズクラブにもご連絡をお願いいたします。

12 おやつについて

すくすく【区分2A・B】及びわくわく【区分1】のスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

なお、お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「放課後キッズクラブ利用申込書」の「Ⅲ 食物アレルギーについて」に記入し、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しを合わせて提出してください。なお学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写）をキッズクラブへ提出してください。また利用申込書の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

また、おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として1回100円を保護者の方にご負担いただけます。

また、おやつの提供時間はおおむね午後4時頃ですが、各キッズクラブによって違う場合があります。

13 利用料等の支払い方法について

(1) すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）【区分2A・B】の利用料金等の支払方法

- ① 利用予定表をご提出ください。
- ② 原則として、キッズクラブで決められた締切日までに、月額利用料と利用回数分のおやつ代を現金でお支払ください。
- ③ 領収確認として、レシートをお渡しします。
- ④ 原則、おやつ代の返金はできませんので、ご了承ください。

(2) すくすく（ゆうやけ）【区分2A】のスポット利用料金等の支払い方法

原則として、利用日のお迎え時に「スポット利用料（1回400円）をお支払いください。

(3) わくわく【区分1】のスポット利用料金等の支払方法

原則として、利用日のお迎え時に「スポット料金（1回800円）と「おやつ1回分100円」をお支払いください。

(4) プログラム参加の実費徴収

実費相当額を現金でお支払いください。領収確認として、レシートをお渡しします。支払い方法は、キッズニュース等でお子さん・保護者にお知らせします。